

横浜市学校給食食材費相当額補助金のご案内

横浜市では、学校給食を月単位で停止している児童の保護者の皆さまへ、学校給食に必要な食材費として国から自治体に支援されている額(※ 月額:5,200円)を補助します。

制度内容

【対象要件】

- 横浜市立小学校、義務教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部)に在籍している児童
- 身体的理由、食物アレルギー、疾患、宗教上の配慮、長期欠席により**学校給食を停止している児童**

※いずれの要件も満たす必要があります。

※不登校等により給食を停止している期間中に、登校し給食を喫食する場合は、事前にお通いの学校へご相談ください。

【以下の場合、補助金対象外となります。】

- ・学校給食の一部(牛乳のみ等)は喫食している場合
- ・児童又は、児童と同一の世帯に属する方に学校給食費の未納がある場合
- ・生活保護の教育扶助を受けている児童、特別支援学校に在籍し、就学奨励費の支弁区分Ⅰの児童、他の制度により、学校給食費及びこれに類する費用の助成を受けている場合
- ・横浜市立学校に就学の実態がないと判断される場合(例:実質的にインターナショナルスクールに通う児童)



補助額

5,200円×給食停止月数

(例:10月から給食を停止した場合、
5,200円×6か月=31,200円)

補助
対象
期間**月の初日から末日まで、
給食を停止した月**

(月の途中から停止した月は、補助対象
に含みません)

申請
受付期間**給食停止を開始する月の前
月末日まで**

(令和8年度に限り、4月～10月の間で
給食停止月がある場合には、**令和8年10
月30日(金)まで**にご提出ください。)



申請方法

必要事項を記入した「**補助
金交付申請書兼給食停止
届**」と「**口座情報確認書類**」
を**学校へ提出**してください。

交付
予定時期

令和9年4月9日(金)まで
にご提出された「**補助金交
付請求書**」を基に、**令和9年
5月頃(予定)まで**に、補助
金を交付予定です。

申請手続きの流れは裏面へ

※ 制度の詳細や様式等については、横浜市ウェブサイトをご覧ください。

横浜市 食材費相当額補助金

検索



お手続きの流れ

随時

1



保護者が申請

「補助金交付申請書兼給食停止届(第1号様式)」と口座情報確認書類を学校へ提出します。

・給食停止を開始する前月末日までに提出してください。
(令和8年度に限り、4月～10月の間で給食停止月がある場合には、**令和8年10月30日(金)まで**にご提出ください。)

随時

2



学校が書類を確認し、
教育委員会(以下「市教委」
と記載)へ提出

申請に不備がある場合、学校から保護者に連絡することがあります。

随時

3



市教委が審査し、
交付/不交付を決定

要件を満たす場合：
「補助金交付決定通知書」を送付します。
要件を満たさない場合：
「不交付決定通知書」を送付します



補助金交付決定通知書は、補助金の交付を約束するものではありません。

3月
月上旬

4



学校が実績
(給食停止月数)を
市教委へ報告

対象月の給食停止状況を学校が市教委へ報告します。
保護者は対応の必要はありません。

3月
月下旬

5



市教委が交付額を確定し、
「補助金交付請求書」を
保護者に送付

要件を満たす場合、停止月数を基に交付額を確定し「補助金交付額決定通知書」と「補助金交付請求書」をお送りします。

4月
月上旬

6



保護者が「補助金交付請求書」
を市教委へ提出

提出期限：
令和9年4月9日(金)必着



期限内に、「補助金交付請求書」が提出されない場合、補助金は交付されません

5月
月下旬

7



市教委が補助金を支給
保護者が申請時に提出した「口座情報確認書類」の口座へ補助金を振り込みます。

・ 補助金は、要件等が確認出来た児童の保護者に、5月末頃までに支払います。
・ 3月31日より前に請求書を提出した場合も、支払は4月以降になります。

お問合せ先

教育委員会事務局 学校給食・食育推進課 学校給食食材費相当額補助金担当
TEL:045-671-3696 E-mail: ky-kyusyokuhojo@city.yokohama.lg.jp